

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車工業会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

日本自動車輸入組合理事長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴組合におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下組合員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車車体工業会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車部品工業会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本産業車両協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本農業機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本建設機械工業会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。



国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車タイヤ協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

公益財団法人日本自動車輸送技術協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本陸用内燃機関協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。

国自環第138号の3  
国自整第214号の3  
平成29年12月13日

一般財団法人日本車両検査協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので通知します。

貴会におかれましては、本取扱いに関して遺漏のないよう傘下会員に対し周知方お願いします。